

県単医療費助成制度の対象となるお子さんの保護者さまへ

(県子・単子・ひとり親・県障)

見附市教育委員会
見附市健康福祉課

学校管理下でのけがや病気で、日本スポーツ振興センター災害共済給付金の対象となる医療費については、県単医療費助成制度の対象となりません。

今後の取扱いは下記のとおりです。ご理解をお願いします。

◆実施期日：平成26年1月1日

- ①お子さんが学校管理下でのけがや病気により受診する場合は、医療機関に県単医療費受給者証(単子・ひとり親・県障)を提示しないようにお願いします。
- ②医療機関には、学校管理下でのけがや病気であることをお伝えいただき、保険証のみを提示して医療費をお支払いください。
- ③お支払いいただいた医療費は、学校・保育園・幼稚園を通じて、スポーツ振興センターから災害共済給付金として支給されます。
- ④県単医療費受給者証を使用してしまった場合は、医療機関に領収書を返し、改めて保険診療分の自己負担をお支払いください。
- ⑤医療費の支払いが難しい場合やご不明な点がある場合は、遠慮なくお問い合わせください。

《問い合わせ先》

●県単医療費助成制度について

見附市教育委員会こども課 元気子育て係 62-1700(443)
見附市健康福祉課 障害福祉係 61-1350(213)

●災害共済給付金について

見附市教育委員会学校教育課 62-1700(432) または 各学校・保育園・幼稚園